

# 東京都立大学図書館本館選書基準

19 首都大管図書第 133 号  
制定 平成 19 年 11 月 14 日

## (目的)

**第1条** この基準は、東京都立大学図書館（以下「図書館」という。）蔵書方針に基づき、図書館本館における資料の選書基準を定めることを目的とする。

（23 首都大管図書第 307 号・一部改正、31 首都大管学情第 615 号・一部改正）

## (方針)

**第2条** 図書館本館は、東京都立大学（以下「本学」という。）における教育・研究等を支える重要な学術情報基盤であることに鑑み、本学の発展に資する多様な学術情報資料を広く体系的に収集し、長期的展望に立った適正な蔵書構成の実現を図る。

- (1) 本学の学生及び教職員の教育、研究、調査、学習に必要な資料を、学部構成やカリキュラム、研究動向に十分配慮して収集する。
- (2) 電子ジャーナルやデータベース資料等の電子的資料やマイクロ資料など、多様化するメディアで提供される資料を、出版・流通の動向や長期的保存性等の特性を考慮して収集する。
- (3) 学生の人間形成を目的とする教養の向上に必要な資料を、公共図書館との役割分担に留意して収集する。
- (4) 本学の課題を解決し特色を活かした大学運営を行うために必要な資料を収集する。
- (5) 本学の独自性ある資料を収集し、特色あるコレクションの維持充実を図る。
- (6) 資料の保存状態や蔵書構成の評価等の観点から適宜、資料を更新する。
- (7) 不必要な重複収集の回避に努め、購入のみならず寄贈や交換等を活用して書庫と予算の効率的な運用を図る。
- (8) その他、大型コレクションや高額な資料など選書基準に照らして判断が困難な資料は、必要に応じて専門家の意見を聴取し、学術情報基盤センター委員会図書・学術情報部会（以下「部会」という。）で検討する。

（23 首都大管図書第 307 号・一部改正、24 首都大管学情第 600 号・一部改正、31 首都大管学情第 615 号・一部改正）

## (運営体制)

**第3条** 選書基準の改正、解釈等については、部会において審議する。

（24 首都大管学情第 600 号・一部改正）

## (対象)

**第4条** 第2条に定める方針に基づき、次の各項にあたる資料を選書して収集する。

- (1) 本学の教育内容や教育課程に関連する資料
- (2) 専門分野の教育・研究に必要な資料
- (3) 学際的な教育・研究に必要な資料
- (4) 学生の学習や一般教養の向上に必要な資料
- (5) 大学の教育研究機能の強化に必要な資料
- (6) 本館の特色あるコレクションに関連する資料
- (7) その他、大学図書館として収蔵すべき資料

（23 首都大管図書第 307 号・一部改正）

## (対象除外)

**第5条** 以下の各項に例示するような資料は、原則として収集しない。ただし、部会において特に認め

られたものは、この限りではない。

- (1) 一時的情報や、局地的性格の問題を扱ったもの
- (2) 趣味、好事的、娯楽的性格のもの
- (3) 実用に偏りすぎているもの
- (4) 宗教・企業等の特定の団体や特定の政治的立場の売名行為に類するもの
- (5) 客観性に乏しく学術性が希薄なもの
- (6) 内容的にすでに資料的価値を失っているもの
- (7) 公共図書館に一般的に収蔵されており、本館に収蔵する価値の低いもの
- (8) 本学他部局に系統的網羅的に収蔵されているもの
- (9) 高度に専門的で他部局への配置がふさわしいもの
- (10) 既に本館に収蔵されており、複本の必要性を特に認めることができないもの

(24 首都大管学情第600 号・一部改正)

#### (種類)

### 第6条

#### (1) 図書資料

##### ① 図書一般

各学部設置科目ならびにカリキュラムに関連する学術書を中心とし、かつ諸科学の専門領域、境界領域、共通領域における学際的分野や全学問分野にわたる入門書・基本書・専門書・教養書などを広く収集する。対立する学説や多様な見解の存在する分野に関しては、それぞれの観点に立つ資料を公平に収集する。限定版・私家版・地方出版物・官庁出版物・地方史・社史等の入手困難な資料にも留意する。シラバスに掲載された資料は可能な限り収集する。文学作品は、古典に属する名著・権威ある賞の受賞書・定評ある全集及び教育研究上必要な図書を主に収集する。

##### ② 参考図書

参考図書は、書誌・目録・索引類など文献検索や情報検索に必要な二次資料、辞書事典類・年表・図鑑・地図・ハンドブックなどを指す。これらは教育・研究・調査・学習に基本的に必要な資料であるので、主要なもの・代表的なものを、各分野の必要性や本館における業務の必要性に応じて収集する。

##### ③ 逐次的に刊行される図書

年鑑・白書・要覧・統計類など逐次的に刊行される図書は、主要なもの・本学の教育研究に必要な基本的なものを、適宜その専門性や網羅的収集の必要性について検討を行い、原則的に継続して収集する。

##### ④ 文庫本・全集・シリーズ

学術的価値あるいは資料的価値の高いもの、評価の定まっているものを継続的に収集する。

##### ⑤ 高額図書

1点10万円を超えるものは、高額な資料として部会において収集の必要性について審議する。

##### ⑥ 複本

原則として重複収集は行わないが、授業に密接に関連する図書等で複本の利用要求がありかつ利用頻度が極めて高い図書、あるいは頻繁に利用されている図書で紛失や汚破損等のため実質的に利用できない図書等、特別に必要性の認められるものは複本を備えることができる。

##### ⑦ その他

資料の利用に障碍のある利用者や、留学生のために必要と考えられる資料収集にも配慮するよう努める。

#### (2) 雑誌

本学の教育および研究等に必要な国内外の教養雑誌・専門誌を収集する。雑誌は、図書では得られない最新の研究成果の速報と広範囲な情報を提供する重要なメディアであることから、電子版への移行や長期的保存を考慮に入れ、原則的に継続して収集する。研究紀要類は寄贈により収集する。雑誌・

紀要ともに欠号を補充するなど必要な場合を除き、特定の巻号のみの単独収集は行わない。

(3) 電子資料

電子ブックは、利便性・利用度・財政的負担・将来にわたる利用の可能性等を十分検討して収集する。全学的な電子ジャーナルやデータベース収集について必要な事項は、部会の電子リソースワーキンググループにおいて検討する。

(4) 新聞

教育・研究・調査・一般教養に資するため、国内外の主要な新聞及び東京関係の新聞を収集する。新聞は最新の情報源であるとともにその時代を知る歴史資料として貴重であることから、国内主要新聞は縮刷版、復刻版、電子版等を考慮して遺漏なく収集するよう努める。

(5) 特別コレクション

本館の特色あるコレクションを維持充実させる。貴重資料は、マイクロ化や電子化等を進め利便性と保存性を高めるよう努める。東京関係及び地方自治関係資料は、東京都・都内各市町村・近隣地域の沿革・歴史・産業・観光・統計等に関する資料を収集する。本学関係資料は、本学教職員及び本学関係者の学術著作物を収集する。

(6) 学位論文

本学大学院（システムデザイン研究科及び人間健康科学研究科を除く。）の博士前期課程及び博士後期課程において学位認定された論文を収集する。

(7) その他教育・研究に必要な資料

情報媒体の多様化に伴い出現する各種メディアで提供される資料は、出版・流通の動向や長期的保存性等の特性に十分注意を払う。視聴覚資料は特に著作権法に注意して収集する。機器等を必要とする資料で禁帯出にあたる場合は、利用環境との整合性に留意する。

（24 首都大管学情第 600 号・一部改正、31 首都大管学情第 615 号・一部改正）

（選書方法）

**第7条** 選書方法は以下のとおりとし、南大沢キャンパスにおいて授業に関わる教員及び学術情報基盤センター事務室職員（以下「事務室職員」という。）が選書の実務を行う。

(1) 教員推薦

教員推薦は、学生の教育・研究・学習及び教養の涵養のために備えるべき資料に重点を置き、南大沢キャンパスにおいて授業に関わる教員から教員推薦図書を募る。なお、教員自身の専門的研究活動の推進及び授業計画を目的とする資料は、各部局・講座または教員の研究費等により執行する。

(2) 学生等希望

学生や職員等からの利用者希望資料は、事務室職員が選書基準に照らして十分に精査する。選書に際し学生等が必要な時期に必要な資料を利用提供できるよう迅速に処理する。選書基準に満たない希望資料は、公共図書館・博物館などの類縁機関や大学図書館間の協力体制を活用し、可能な限り現物貸借・文献複写・他機関紹介などによる利用情報を提供案内して対応する。

(3) 図書館職員選書

図書館職員選書は、事務室職員が選書基準に基づき選書を行う。選書にあたっては適正な予算配分による計画的購入のほか、通常のルートで入手が困難な資料は寄贈依頼、交換、複写等により資料収集を図る。特に南大沢キャンパスにおいて教育・研究される分野は網羅し、また本学に研究者が不在の分野については十分に配慮して、利用動向を反映しつつバランスのとれた選書を行う。

（23 首都大管図書第 307 号・一部改正）

（購入限度額）

**第8条** 教員推薦及び学生等希望の購入限度額は、各年度の年度当初に予算の範囲内で上限額を定めるものとする。

附 則（平成 19 年 11 月 14 日 19 首都大図書第 133 号）

この基準は、平成 19 年 11 月 14 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 31 日 23 首都大管図書第 307 号）

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日 24 首都大管学情第 600 号）

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日 31 首都大管学情第 615 号）

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。